

東京都における食品安全確保対策にかかる基本方針

平成 2年12月19日 策定

平成11年 4月 2日 改定

前 文

今日、市場に多種多様な食品が豊富に出回っている中で、都民はこれまでも増して豊かで健全な食生活を求めている。

健全な食生活の基礎的条件は食品が安全であることであり、このことは都民の生命及び健康を侵されない権利を確立することでもある。

都民は、食品の安全性に対して常に大きな関心を寄せている。

農作物への農薬の残留、畜産・水産業における抗生物質等の使用、放射性物質による食品汚染、食品添加物など様々な問題が指摘されてきている。そうした中、輸入食品の増加とともに、食品衛生法の大幅な改正、WTO発足に伴う食品にかかわる国際的な規格基準の統一化、遺伝子組換え食品といった技術革新を伴った新たな食品の登場など食品を巡る状況は急速に変化しており、また、腸管出血性大腸菌O157による食中毒、内分泌かく乱化学物質の健康への影響等の問題が生じている。

今日、食品の安全性を確保することは都政の最も重要な課題の一つである。

現在、東京都は、事業者に対する監視指導の充実強化、各種調査や都民への情報提供の推進、都民参加の機会拡充、関係機関との連携強化などにより食品安全確保対策を実施している。

本方針は、東京都が食品の安全確保対策を進める上での基本的な考え方、施策推進の方向及び施策の体系を示したものであり、今後ともこうした対策を確実に実施していくとともに、状況の変化とその課題に的確に対応した施策を展開し、もって、都民の健全な食生活の確保に寄与することとする。

基本的な考え方

食品の安全性の確保は、都民とその子孫の生命・健康を維持し、増進するために必要不可欠であり、東京を健康で安全かつ豊かなまちにする上で欠くことのできない都政の基本的課題である。

食品の安全性確保のためには、生産・製造から流通、消費に至るまで、あらゆる段階において適切に対応する必要がある。

また、環境が食品に与える影響についても十分考慮し、対策を講じなければならない。

このため、東京都は各段階における個々の施策を強化するとともに、これらを体系化し、総合的な推進を図る。

もとより食品の安全性確保には、東京都自らの努力とともに、事業者による安全な食品の供給、国の対応の強化に待つところが大きい。また、対策を実効あるものとしていくた

めには、区市町村及び道府県等との連携、協力が不可欠である。さらに、これら関係機関等の取組と相まって、食品の安全性確保への都民の主体的行動が重要である。

食品の安全確保対策を進めるに当たっては、食品衛生法、薬事法、農薬取締法、東京都消費生活条例等の関係法令及び条例の適切な運用を基本とし、効果的な施策の展開に努める。

食品による危害を未然に防止し、食品の安全性確保を巡る新たな局面に対してより積極的に対応する観点から、調査研究や普及啓発等の強化を図るなどの予防的対策を重視するとともに、都民・事業者・行政により情報を共有化し、都民が食品を適切に選択できるような施策を推進する。

東京都は、食品の安全性を確保するために当面する課題について、次の考え方に立って各種施策を推進することとする。

- 一 農薬の使用に当たっては、使用基準を遵守する。また、都民ニーズにこたえて農薬・化学肥料の使用をできるだけ減らすとともに、有機農業の推進に努める。
- 一 抗生物質等の畜産・水産業における使用については、適正な使用方法を守る。
- 一 食品添加物はできる限り使用しない。やむを得ず使用する場合は、必要最小限に止める。
- 一 食品の表示に関しては、消費者の視点に立った分かりやすい適正な表示に努める。
- 一 食品の取扱いに当たっては、有害微生物による汚染防止に努める。
- 一 都民・事業者・行政による食品の安全性に関する情報の共有化を図る。

施策推進の方向

東京都は、「基本的な考え方」に基づき食品の安全性確保に関する施策を次のとおり推進する。この「施策推進の方向」で示した事項は、今後の具体的な施策展開の基本となるものである。

1 情報の共有

(1) 都民の意向の施策への反映

東京都は、東京都消費生活対策審議会、東京都食品衛生調査会の審議等を踏まえ、施策の総合的推進に努める。

食品の安全性に関する都民の意向を施策に反映させるために、都民参加による、知事と都政を語るつどい、生活をまもる都民会議、消費生活モニター制度等の各種広聴手段を活用し、幅広く都民ニーズの把握に努める。

また、消費生活条例に基づく申出に積極的に対応し、調査等の充実を図る。都民の相談・苦情については、より積極的に対応するとともに施策への反映を図る。

(2) 情報の収集提供と普及啓発の推進

都民の食品の安全性に対する不安の解消や危害発生の防止等のために、国内外の食品安全に関する各種情報の収集事業を充実強化する。

東京都が保有する情報についても、都民が利用しやすい情報として提供する。

都民の学習のために、都民の生活実態に合わせ、きめ細かな消費者教育の実施、各種啓発資料の発行等を行う。

事業者の保有する情報については、積極的に収集するとともに、消費者への提供を促す仕組み作りに努める。

さらに、都民・事業者・東京都の各々が食品の安全性を確保していくために、互いのパートナーシップのもとに、東京都食品保健懇話会等を通じ情報の共有化を図る。

これらのために、情報収集及び普及啓発事業の積極的な展開を図るための体制整備、機能の充実強化を図る。

(3) 消費者と生産・製造者等との相互理解の促進

消費者と生産・製造者等との相互交流を通じて、食品の安全性確保について共通認識をもてるようにするため、産地交流会や生鮮食料品等の共同購入事業等を促進する。

さらに、消費者と生産・製造者等が互いに「顔のみえる関係」を確立できるよう交流の場や情報提供等適切な支援を行う。

2 監視・指導

(1) 生産段階における指導の充実強化

農薬や抗生物質等の使用に当たっては、農薬取締法や薬事法等に基づく適正使用の指導を徹底する。

あわせて、生産段階における農薬等の残留調査を実施し、指導の充実強化を図る。

また、農薬・化学肥料の使用をできるだけ減らすとともに、有機農業の推進に努める。

衛生的飼養管理強化等のために、H A C C P () の考えを取り入れた生産衛生管理手法の導入に努める。

H A C C P (Hazard Analysis Critical Control Point)とは、食品の安全性について、あらゆる角度から危害を予測し、製造工程ごとに重点管理することにより、工程全般を通じて食中毒などによる危害の発生を予防し、製品の安全確保を図る方法である。

(2) 製造段階における監視指導の充実強化

食品の製造・加工・調理段階における、食品衛生法等に基づく監視指導を充実強化する。

特に、新開発技術に対応した専門的監視等を積極的に進めるとともに、有害微生物等による食中毒事故の発生を防止するために、H A C C Pの考えを取り入れた自主管理を促進するための技術的な支援等に努める。

(3) 流通段階における監視指導の充実強化

食品の流通段階においては、食品の特性に基づく衛生上の問題点を考慮した監視指導に努める。

また、H A C C Pの考え方を取り入れた自主的な衛生管理を促進するための技術的な支援等に努める。

(4) 輸入食品に対する監視指導の充実強化

総合的、体系的な輸入食品対策を推進するために、製造原料を含め監視指導や検査体制の充実強化に努める。

輸入食品における食品衛生に係る情報の正確かつ迅速な把握及び提供に努める。

また、輸入食品の安全性に対する意識向上等のために、輸入業者の指導育成体制を充実させる。

(5) 表示の適正化の推進

表示は食品を選択する重要な目安であり、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（J A S法）、東京都消費生活条例等の関係法令及び条例の適切な運用を図るとともに、消費者にわかりやすい表示の指導に努める。

消費者が有機農産物等を適切に選択できるように、流通環境の整備を図るとともに、有機農産物等の適正な表示を推進する。

また、消費者の視点に立った表示を進めるという観点から、危害を防止するために必要な表示、容器包装の素材表示及び技術革新を伴った新たな食品の表示の推進に努める。

3 調査・研究

(1) 食品の安全に関する調査研究等の推進と機能の強化

遺伝子組換え食品の登場、H A C C Pシステムによる衛生管理手法の導入等、高度な科学技術の応用が食品分野においても進む一方で、内分泌かく乱化学物質の問題など最新の科学技術をもって対応すべき問題も生じている。

こうした状況のもと、食品の安全性確保や都民の不安にこたえるためには、基礎的研究から応用的研究に至るまで幅広い調査研究が必要であり、食品添加物の安全性、食品汚染有害物質、輸入食品の残留農薬などの課題に加えて、新たな課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、情報の収集・蓄積をするとともに、技術開発、調

査研究等の実施などにより一層の機能強化を図る。

監視と連動する試験検査については、検査手法の開発、分析用機器の整備により、一層の機能強化を図る。

また、減農薬・減化学肥料、有機農業の推進のため、技術開発、研究を推進する。

以上の目的のために、試験研究機関の整備拡充及び相互の連携協力体制の強化に努める。

(2) 環境の監視測定調査体制の充実強化

社会経済活動に伴って環境中に排出される有害化学物質が水や土壌に残留し、魚介類に蓄積するなど食品の安全性を脅かすおそれがある。

大気・地下水や河川等の環境測定調査、土壌の残留農薬調査等の環境監視については食品の安全性確保の観点からも、監視測定調査体制の一層の充実強化を図る。

また、化学物質使用事業場に対する指導等に関しても対策の強化に努める。

4 支援・連携

(1) 自主的に取り組む都民への支援の推進

食品の安全性を確保するためには、都民の主体的行動が重要である。こうしたことから、食品の安全性確保に係る活動に自主的に取り組む都民に対し、活動の場や情報の提供、人材養成、専門家との連携や団体間のネットワーク形成など適切な支援を推進する。

(2) 事業者団体等による食品安全自主管理体制づくりの推進

食品の安全性を確保する上で、食品を供給する事業者がその責務を適切に果たすことが重要である。

事業者及びその団体等が食品安全の自主管理体制を確立し、事業者自身による適切な安全管理が行えるよう、情報提供や指導等に努める。

(3) 国への働きかけ

輸入食品の増加、食品流通の広域化等の中で、食品安全確保対策は一地方自治体の守備範囲を超えるものがあり、国の果たす役割は極めて大きい。国との間で情報交換に努めるとともに、関係法令の整備拡充、施策の充実を求めていく。

また、食品安全基準の国際的統一化が進む中、我が国の食習慣等に配慮した食品安全確保対策の推進を働きかけていく。

(4) 区市町村及び道府県等との連携強化

食品の安全性を確保する上で、都民生活に身近な基礎的自治体としての区市町村との間で積極的な情報交換を行うとともに、相互に連携し、効果的な普及啓発事業や監視指導等の強化に努める。

また、食品生産の大部分を他地域に依存する東京都にとって、食品安全確保対策を実効あるものとするためには、道府県等との理解と協力が不可欠である。そのため、道府県等との間で日常的に情報交換を行うなど緊密な連携の維持と強化に努める。

東京都における食品の安全確保対策の体系

